

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体
栃木県	下野市	仁良川・下坪山地区	平成24年度	平成26年度	下野市担い手育成総合支援協議会

I 経営体ごとの成果目標の未達成理由等

No.	対象経営体名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等
1		経営面積の拡大	毎年、経営面積の拡大を進めてきたが、集約化できる圃場条件の良い農地が足りなかったこと等から、目標にしていた面積には及ばなかった。	農地中間管理機構の活用や市・農業関係機関等の指導により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。
2		経営面積の拡大	夫婦二人のみで農業経営をしており、労働力の不足により目標にしていた面積には及ばなかった。	農地中間管理機構の活用や市・農業関係機関等の指導により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。
		新規作物の導入	新規作物の導入は進められたが、夫婦二人のみで農業経営をしており、労働力の不足により目標にしていた面積には及ばなかった。	
3		経営面積の拡大	圃場周辺の農地について、所有権取得を希望したが周辺農家が農地を手放さなかったこと、集約化できる圃場条件の良い農地が少なかったこと等により、目標の面積まで拡大できなかった。	農地中間管理機構の活用や市・農業関係機関等の指導により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。
4		経営面積の拡大	所有権取得を希望したが出し手農家との条件が合わなかったこと、集約化できる圃場条件の良い農地が少なかったこと等により、目標の面積まで拡大できなかった。	農地中間管理機構の活用や市・農業関係機関等の指導により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。
5		経営面積の拡大	当初は経営面積の拡大を希望していたが、出し手農家との条件が合わなかったこと、集約化できる圃場条件の良い農地が見つからなかったことに加えて、米価の下落が起こり、やむを得ず経営面積を減少せざるを得なかった。	農地中間管理機構の活用や市・農業関係機関等の指導により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。
		耕作放棄地の解消	当初は経営面積の拡大を希望していたが、出し手農家との条件が合わなかったこと、集約化できる圃場条件の良い農地が見つからなかったことに加えて、米価の下落が起こり、やむを得ず経営面積を減少せざるを得なかった。	
6		経営面積の拡大	平成26年度以降、経営面積の拡大をはかることができたが、集約化できる圃場条件の良い農地が少なかったこと等により、目標にしていた面積には及ばなかった。	農地中間管理機構の活用や市・農業関係機関等の指導により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。

II 地区の成果目標(必須目標)ごとの未達成理由等

成果目標項目(必須目標)	未達成理由の総括	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等
経営面積の拡大	6経営体のうち全ての経営体が目標未達成。 未達成となった6経営体は、全体的に受け手と出し手の条件が合わず、計画的な利用集積ができなかったことによる。	地区内全体の農地利用集積状況等を踏まえ、農地中間管理機構の活用促進等により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。
耕作放棄地の解消	目標を立てたのは1経営体のみであったが、目標未達成。 未達成となった1経営体について、当初は経営面積の拡大を希望していたが、出し手農家との条件が合わなかったこと、集約化できる圃場条件の良い農地が見つからなかったことに加えて、米価の下落が起こり、やむを得ず経営面積を減少せざるを得なかったことによる。	地区内全体の農地利用集積状況等を踏まえ、農地中間管理機構の活用促進等により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。
新規作物の導入	目標を立てたのは1経営体のみであったが、目標未達成。 未達成となった1経営体について、新規作物の導入は進められたが、労働力の不足により目標の面積には及ばなかったことによる。	地区内全体の農地利用集積状況等を踏まえ、農地中間管理機構の活用促進等により、平成29年度までに目標達成できるように取り組む。

III 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

<p>1 担い手への農地利用集積について 農地利用集積等の現状をみると、市全体では受け手が規模拡大を希望していても、その希望に合う出し手がなかなか出てこないという状況が課題としてある。 今回、仁良川・下坪山地区において、一組合の農業経営法人化が実現したが、他の地区についても全体的に高齢化が進んでいる為、今後も組織化や法人化に向けた支援が必要であり、経営改善状況についてフォローアップをしていきたい。</p> <p>2 必要となる中心経営体の育成について 当市の人・農地プランは合併前の3町をそのまま3地区に分けて策定している。中心経営体の育成・確保状況については、どの地区においても担い手が不足しているのが現状であり、後継者不足により中心経営体自体の高齢化が進んでいる。 今後は、地区全体において、将来的に持続可能な地域農業を支えていくため、新規就農者のさらなる育成・確保に努めていく。</p> <p>3 人・農地プランの作成・見直し等について 現行の人・農地プランは、市内3地区とも平成24年8月に作成されており、作成時の今後の担い手の現状(平成24年度)は3地区合計で中心経営体数248人、経営規模1,359ha、計画(平成28年度)では経営規模2,269haであったが、4度の見直しを経て、3年度目(平成26年度実績)は3地区合計で中心経営体数280人、経営規模1,548haとなっている。 今回の仁良川・下坪山地区における上記1、2の状況を十分勘案し、市全体の現状を踏まえて、毎年度、人・農地プランの見直しを実施する予定である。</p> <p>4 未達成者への対応等その他 構造政策を効果的に推進するため、未達成者に対するフォローアップを引き続き実施するとともに、今後の支援のあり方について市全体の中心経営体の育成・確保状況やこれまでの活動状況等を踏まえて、地区の関係者、JA、農業関係機関等の関係者と定期的に情報交換を行ない対応していく。</p>

【記入要領】

1 Iの「目標未達成となった主な理由等」欄については、経営体の成果目標の項目ごとに主な理由を記入する。

また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込とその時期について記入する。

2 IIの「未達成理由の総括」欄については、必須目標となる地区の成果目標ごとに、未達成理由を総括的に整理する。

また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄についても、地区の成果目標ごとに具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について総括的に記入する。

3 IIIについては、IIで整理した地区の成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③人・農地プランと現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他課題と対策等について記入する。